

29年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H30.1.9	H30.1.19	選挙運動費用収支報告書（平成29年10月22日執行衆議院議員選挙）〇〇候補 40名	1	1													東京都情報公開条例第7条第4号 収支報告書の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
2	H30.1.9	H30.1.19	平成29年10月22日執行第48回衆議院議員総選挙における次の者に係る選挙運動費用に関する収支報告書〇〇候補 6名				1											請求のあった公文書のうち別紙の者は、提出されていないため、請求のあった時点で不存在。 6名分	選挙管理委員会事務局選挙課
3	H30.1.11	H30.1.19	選挙運動費用収支報告書（平成29年10月22日執行衆議院議員選挙）〇〇候補 37名	1	1								1					東京都情報公開条例第7条第4号 収支報告書の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
4	H29.11.29	H30.1.26	都選管に提出された平成28年分の政治資金収支報告書に添付された領収書等のうち、別紙添付の12団体分の写し	1	1								1				1	東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人の住所等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
5	H30.1.17	H30.1.26	「〇〇」の政治団体設立届、並びに届出の際に提出した書類	2	1												1	東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人の住所等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
6	H30.1.23	H30.1.26	〇〇、〇〇の平成26年、27年、28年の収支報告書の領収書等の写し	72	1												1	東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人の住所等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
7	H30.1.29	H30.1.30	選挙運動費用収支報告書、領収書その他の支出を証すべき書面（平成28年7月31日執行東京都知事選挙）〇〇候補	1	1												1	東京都情報公開条例第7条第2号に該当領収書等のクレジットカード番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当収支報告書及び領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課